

国立病院臨床検査技師協会関東信越支部規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、国立病院臨床検査技師協会関東信越支部（略称国臨協関信支部）という。

(事務所)

第2条 この会の事務局は、東京都新宿区戸山 1-21-1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院中央検査部内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、関東信越地方の独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所等において臨床検査業務や研究分野に従事する臨床検査技師等の学術と技術の向上ならびに地位向上を図ることを目的とする。

(地区会)

第4条 各都県には、地区会を置くことができる。

(会 期)

第5条 この会は、総会から次年度総会までとする。

第二章 事 業

(事 業)

第6条 この会は、前第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 国臨協関信支部学会の開催
- 2) 知識・技術の向上を目的とした研修会、講習会等の開催
- 3) 本会の動向を広報する支部ニュースの発行
- 4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(表 彰)

第7条 本会の目的および事業に貢献のあったものを、別に定める表彰規程により表彰等を行う。

第三章 会 員

(会 員)

第8条 この会は、関東信越地方の独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所等に勤務し、臨床検査業務等に従事する職員をもって構成する。

2.他支部からの出向および研究休職等による異動があった場合、当該会員及び出身支部からの申し出により移籍することができる。

3.この会に入会するものは、所定の様式により、会費を添え事務局に申し込むものとする。なお、一旦納入した国臨協関信支部会費は理由の如何を問わず返還しない。

4.退会時には所定の用紙で申し出ること。

5.1 年間会費を未納会員は退会扱いとする。ただし、休会の申し出があった場合は、この限りではない。

第四章 役 員

(役 員)

第9条 この会に、次の役員をおく。

支部長 1名 副支部長 2名 事務局長 1名 常任理事 若干名 監事 2名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1) 支部長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代行する。
- 3) 事務局長は事務局を総括し、本会会務を執行する。
- 4) 常任理事は各部を担当し、常務する。
- 5) 監事は、年1回以上の本会会務と会計を監査する。

(顧問および相談役)

第11条 支部長が必要と認めた場合、常任理事会の承認を得て、この会に顧問および相談役を置くことができる。

2.支部長が必要と認めた場合、業務遂行のため、常任理事とは別に特任理事を任命することができる。

(役員の行動)

第12条 会務によって行動した場合には、別に定める旅費規程により旅費等を支給する。

第五章 役員を選出

(役員を選出)

第13条 役員は別に定める役員推薦規程により選出される。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、1ヶ年とするも再選を妨げない。

2.役員が任期中において転勤、病気等により、会務の執行が困難であることを申し出た場合、支部長はその旨を役員推薦委員会に報告し、役員推薦委員会は役員を補選することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第六章 総会および会議

(総会および会議)

第15条 定期総会は、年1回開催する。

2.支部長が必要と認めた場合、常任理事会の承認を得て臨時に総会を開催することができる。

3.定期および臨時の総会は会員2分の1以上の出席をもって開会とし、議案は出席者の過半数をもって決議する。

但し、やむを得ない理由により総会を開催できない場合は、書面若しくは電磁的記録などにより、議案を決議することができる。

4.やむを得ない理由により出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録などをもって表決することができる。この場合は、前条の規定について出席したものと見なす。

5.常任理事会は、支部長・副支部長・事務局長・常任理事をもって構成し、原則月1回の開催とする。また、必要に応じて顧問および相談役を要請することができる。

6.支部長が必要と認めた場合、役員以外の出席を要請し、意見の聴取および資料の提供等を求めることができる。

第七章 会費

(会費)

第16条 1.国臨協関信支部会費4,000円と国臨協本部会費4,000円を合わせ、6月末日までに納入する。

2.国臨協本部会費は、国臨協本部の新会計年度開始前に退会届が提出された場合は返還する。新会計年度開始後は、理由の如何を問わず返還しない。

3.国臨協本部会費は、国臨協本部の会費規程（第一章第1条）によるものとする。

(監査)

第17条 会務及び会計は、年1回以上の監査を受け、総会において報告する。

2.会計年度は、4月1日より翌年の3月末日までとする。

第八章 雑則

(雑則)

第18条 この規約の改廃は総会において決める。

附則 この規約は、平成13年1月6日より施行する。

平成16年4月1日 一部改訂

平成18年10月1日 一部改訂

平成21年10月1日 一部改訂

平成22年5月1日 一部改訂

平成24年5月1日 一部改訂

平成28年4月23日 一部改訂

平成31年4月20日 一部改訂

令和4年5月14日 一部改訂